

200401285A

平成16年度 厚生労働科学研究費補助金

健康科学総合研究事業

特定給食施設における栄養管理の実施状況と  
その基準に関する研究

報 告 書

平成17(2005)年 3月

主任研究者 石田 裕美  
(女子栄養大学)

## 目 次

### 総括研究報告書

「特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究」	
石田 裕美	4

### 分担研究報告

「特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する検討会」	
— 自治体における特定給食支援・指導に関するシステムモデルの構築 —	
村山 伸子、井上 浩一、石田 裕美、小林 奈穂	9
— 「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集」の作成 —	
由田 克士、平田 亜古、金田 芙美、草間 かおる	14
「特定給食施設における自然災害時を想定した危機管理対策に関する検討」	
村山 伸子、由田 克士、石田 裕美、磯部 澄枝	21
「事業所給食における栄養管理システムの構築」	
石田 裕美、辻村 由美、花田 明子、村上 進	33

### 資 料

1) 石田裕美：特定給食施設における栄養管理の水準の向上に向けて。栄養日本，48 (4)；5-7，2005.	53
2) 村山伸子，小林奈穂，井上浩一：健康増進法施行に基づく特定給食施設の栄養管理に関する自治体の法制度的整備状況。栄養日本，48 (4)；7-11，2005.	55
3) 由田克士：特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査結果について。栄養日本，48 (4)；11-15，2005.	59

## 総括研究報告書

### 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究

主任研究者 石田裕美 女子栄養大学助教授

#### 研究要旨

本研究は自治体が法の基で給食施設への指導・支援をいかにするかを検討することおよび、給食施設の栄養管理を実施するために必要なシステムを構築することを目的としている。その上で、栄養管理の実施水準の向上が利用者の健康増進に果たす役割を明らかにするものである。昨年度の自治体の法的整備状況や給食施設の栄養管理の実施状況の実態調査の結果を踏まえ、今年度は自治体における特定給食施設支援・指導に関するシステムの検討、給食施設における栄養管理システムの検討を目的として3つの研究を行った。自治体の管理栄養士11名、特定給食施設の管理栄養士11名をメンバーとするワーキンググループで検討を重ね、自治体が特定給食施設へ支援・指導を計画・実施・評価するシステムを構築するための資料となるガイドブックおよび、特定給食施設等がそれぞれの施設の条件を踏まえてより適切な栄養管理を推進することができるよう栄養管理の基準に沿った「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集」を作成した。また新潟県中越大地震を受け危機管理対策の検証を行うための調査票を作成した。さらに事業所給食を事例として栄養管理の水準の変化が利用者にもどのように影響するかを検証するためのベースラインデータの収集と、収集に当たって自動的に給食の利用状況のデータや身体計測値を収集する電子マネーサービス Edy を利用したシステムを開発した。社員食堂の利用者に適切な栄養情報を提供することによって食物選択行動の変容が期待される。

#### 研究組織

##### 分担研究者

井上浩一（関東学院大学 助教授）

村山伸子（新潟医療福祉大学 助教授）

由田克士（独立行政法人国立健康・栄養研究所 食事評価法研究室 室長）

平田亜古（宮城学院女子大学 助教授）

##### 研究協力者

小林奈穂（新潟医療福祉大学 助手）

金田美美（独立行政法人国立健康・栄養研究所）

草間かおる（独立行政法人国立健康・栄養研究所）

菊地圭子（宮城県保健福祉部健康対策課）

松本紀子（宮城県保健福祉部健康対策課）

斉藤朋子（群馬県保健・福祉・食品局 保健予防課）

神保裕子（群馬県前橋保健事務所）

田中久子（埼玉県坂戸保健所）

関 智子 (埼玉県春日部保健所)  
迫 和子 (神奈川県衛生部地域保健課)  
赤枝いつみ (神奈川県大和保健福祉事務所)  
入山八江 (新潟市保健所健康増進課)  
湯田幸重 (新潟市保健所健康増進課)  
小長谷菊枝 (静岡市保健所食品衛生課)  
磯部澄枝 (新潟県福祉保健部健康対策課)  
林 静子 (湘南ホスピタル 栄養科)  
弘津公子 (特別養護老人ホーム かなえ)  
熊本貴代 (老人保健施設 すずかけの里)  
今枝奈保美 (名古屋女子大学 助教授)  
鳥越純子 (東京医科歯科大学医学部医事課  
栄養管理室)  
高松まり子 (東京都板橋区教育委員会  
学務課)  
駒橋玲子 (茨城県保健福祉部子ども家庭課)  
伊藤友子 (身体障害者療護施設 ユーカリ  
の里)  
花田明子 (エムサービス株式会社)  
村松秀子 (シダックス株式会社)  
富松理恵子 (シダックス株式会社)  
村上 進 (ソニーネットワークコミュニケ  
ーション株式会社)  
(敬称略 順不同)

## A. 研究目的

平成 15 年に施行された健康増進法において、集団給食施設とされてきたものは特定給食施設に改められ、国民の健康増進を図る措置の一つとして適切な栄養管理を実施することが規定された。特定給食施設それぞれが栄養管理の実施水準を向上させることで、利用者の健康の維持・増進、QOL の向上につながることを期待されている。そのためには、それぞれの特定給食施設が栄養管理の実施について課題をみつけ、改善

していく取り組みが必要であると共に、各自治体が行う地域の中の給食施設に対する指導・支援についても課題を見つけ、改善していく取り組みが必要と思われる。

本研究は自治体が法の基で給食施設への指導・支援をいかにするかを検討することおよび、給食施設の栄養管理を実施するために必要なシステムを構築することを目的としている。その上で、栄養管理の実施水準の向上が利用者の健康増進に果たす役割を明らかにするものである。

昨年度は、健康増進法施行直後の自治体の法的整備状況および給食施設の栄養管理の実施水準の実態を把握し、課題を明らかにした。その結果を踏まえ、今年度は自治体における特定給食施設支援・指導に関するシステムの検討、給食施設における栄養管理システムの検討を目的として3つの研究を行った。

また、平成 16 年 10 月におきた新潟県中越大地震の被害を受け、今後の危機管理対策の基礎資料となるよう給食施設における危機管理対策の実態と被害時の対応についての調査を緊急に計画した。

## B. 研究方法

### (1) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する検討会

「自治体における特定給食支援・指導に関するシステムモデルの構築」に関する検討会(以後自治体ワーキング)と「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集の作成」に関する検討会(給食施設ワーキング)を立ち上げ、それぞれの目的で検討すると同時に、支援・指導する自治体側の考えと栄養管理を実施する給食施設側の考え

を相互に理解し目標を共有できるよう、合同でも検討会を計画した。

自治体ワーキンググループは自治体が特定給食施設を支援・指導を計画・実施・評価するシステムを構築するための資料としてガイドブックを作成することを目的として検討を行う。ワーキンググループのメンバーは自治体の管理栄養士と研究班のメンバーである。

給食施設ワーキンググループは適切な栄養管理を推進することができるよう、栄養管理の基準に沿った事例を収集し給食施設の管理栄養士、栄養士および支援・指導する自治体にも役立つよう事例集として整理することを目的として検討を行う。ワーキンググループのメンバーは特定給食施設に勤務する管理栄養士、行政等に勤務する管理栄養士と研究班のメンバーである。

#### (2) 特定給食施設における自然災害を想定した危機管理対策に関する検討

新潟県中越大地震の被害をうけた給食施設および県内の非被災地域の特定給食施設を対象として、危機管理対策の実態と被害の時間経過とともにどのような対応がなされたのかを明らかにする目的で調査を実施できるよう、調査票の検討を行った。

#### (3) 事業所給食における栄養管理システムの構築

S社の事業所にある2つの社員食堂、およびそこを利用する社員を対象として介入研究を計画した。今年度はベースライン調査として、社員食堂の運営状況、社員の食堂の利用状況および栄養や健康に関する知識・態度調査、食堂の満足度調査を実施した。

調査を実施するに当たり、食堂の利用状況のデータを自動的に収集するシステムの開発を行った。

#### (4) 倫理的な配慮

本研究全体は香川栄養学園医学倫理委員会の承認を得て行った。

### C. 結果

#### (1) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する検討会

自治体ワーキンググループは、6自治体（宮城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟市、静岡市）の11人の管理栄養士に研究協力を依頼した。

給食施設ワーキンググループは、施設の種類、規模、運営形態、地域が異なる特定給食施設等および関連する行政機関に勤務する管理栄養士11名に研究協力を依頼した。

平成16年6月、7月、10月、12月、平成17年2月の計5回の検討会を開催した。同じ日、同じ場所で両ワーキンググループ個々に検討会を開き、最後の時間帯は合同で検討を行った。

自治体における特定給食施設支援・指導に関するシステムモデルの構築に当たっては、自治体が特定給食施設への支援・指導を計画・実施・評価するシステムを構築するための資料としてガイドブックを作成した。特に、栄養管理の基準は自治体と施設が共有でき、施設の自己改善と自治体の支援に活用できるよう整理を行った。さらに自治体での計画・実施・評価の一連のシステムと栄養管理の水準を高めるための給食施設での計画・実施・評価の一連のシステム両方が

必要であることが確認された。

特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集の作成においては、施設の種類・規模・栄養管理の実施状況(レベル)、管理栄養士等の経験年数等の違いを考慮して、どのような場合にあって事例集の何れかが業務の質的向上に結びつく情報やヒントが具体的に収載されているよう、事例の収集に努めた。また、施設を支援・指導する行政の管理栄養士等にも積極的に活用されるよう、自治体ワーキングのメンバーとのディスカッションも行った。

## (2) 特定給食施設における自然災害を想定した危機管理対策に関する検討

調査票は被災した新潟県の5保健所管内の施設対象のものと、被災地以外の県内の8保健所管内の特定給食施設用の2種類を作成した。共通の内容としては給食施設の概要、災害時を想定した対策状況、他の給食施設や地域住民に対する支援状況である。これに加えて被災地域では、被害状況と給食の資源について経過時間ごとの状況について質問項目を設定した。

## (3) 事業所給食における栄養管理システムの構築

電子マネーサービスEdyの識別IDを用い、社員食堂での喫食データと身体計測データを自動的に収集するシステムを開発した。また、収集したデータを利用者が閲覧する専用のウェブページおよび研究者が閲覧する専用のウェブページをそれぞれ作成した。いずれも個人情報の保護を重点におき、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の基準化で管理

されている。

社員食堂はカフェテリア方式で約50種類の料理が提供されており、適切な栄養情報の提供が課題としてあげられた。利用者の食堂に対する満足度は相対的に良好であった。自分に合った量と質の食事をするのが健康にとって大切と思っている者が80%と多かったが、そのことを実行することの妨げとなっている理由として栄養や食事の知識がないことが最も多くあげられた。それを裏付けるように、適切な摂取エネルギー量や脂質エネルギー比率、野菜の量を知るものが少なかった。食堂では提供する食事の栄養成分表示を実施しているが、栄養成分表示を活用して適正な食事を選択するための十分な知識がないことが明らかとなった。

## D. 考察

今年度は昨年度の結果を踏まえ、給食施設を支援・指導する自治体と栄養管理の水準を向上させるべき給食施設が、両者の課題を理解しつつ、相互に理解を深めながら、両者が理解できるようなそれぞれの立場でのシステム構築を目指し、ガイドブックや事例集の作成を実施した。また、新潟県中越地震を受け、給食施設の危機管理対策や自治体の防災計画・危機管理対策の検証を行うことが、いずれの立場からも必要と考え、調査を計画した。この結果は今後ガイドブック、事例集に反映させる予定である。いずれも、健康増進法の趣旨を受け、栄養管理の基準に沿って考え方を整理したものであり、ガイドブック、事例集の有効性を平成17年度に検証し、改善する予定である。

また、事業所給食での介入研究では、今回開発した昼食の利用状況を自動的に収集するシステムが利用者の自発的な食物選択行動の改善につながるかを平成 17 年度に検証する。

一方、社員食堂で非常に多くの種類の料理が提供されている場合に、栄養や食事に関する知識がないことが自分に適した食事の選択ができないことにつながっていることが明らかとなった。昼食 1 食のみであっても、ここでの選択行動が適正なものになれば、他の食事への良い影響が期待できると考える。明らかになった課題を踏まえて、平成 17 年度は提供する食事や栄養情報に介入し、栄養管理の水準の向上が利用者にどのように影響するかを検討する予定である。

## E. 結論

自治体の給食施設等への支援・指導は計画・実施・評価の一連のシステムとして構築すること、給食施設においても栄養管理の実施水準を高めるためには計画・実施・評価の一連のシステムを構築することが重要である。また、両者がそのシステムを相互に理解することが大切である。

また、給食の利用者が自分自身の健康に適した食事を選択できるように適切な栄養情報を提供していくことが重要である。

## F. 研究発表

### 論文発表

- (1) 特定給食施設における栄養管理の水準の向上に向けて、石田裕美、栄養日本 48.4 (2005)
- (2) 健康増進法施行に基づく特定給食

施設の栄養管理に関する自治体の法的整備状況、村山伸子、井上浩一、栄養日本 48.4 (2005)

- (3) 特定給食施設における栄養管理の実施状況調査結果について、由田克士、栄養日本 48.4 (2005)

## 分担研究報告書

### 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する検討会 自治体における特定給食支援・指導に関するシステムモデルの構築

分担研究者 村山伸子 新潟医療福祉大学助教授

分担研究者 井上浩一 関東学院大学助教授

主任研究者 石田裕美 女子栄養大学助教授

研究協力者 小林奈穂 新潟医療福祉大学助手

#### 研究要旨

本研究は、自治体が健康増進法のもとで特定給食施設への支援や指導をいかに進めるかについて検討することを目的としている。昨年度の各自治体の特定給食施設に関連する法制度的整備状況の実態調査から、施設への栄養管理報告書の活用、法的基盤・書式・栄養管理の基準・支援（指導）・結果のフィードバックの連動によって、①個々の特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくための支援のしくみ、②地域全体の特定給食施設の栄養管理状況のマネジメントのしくみの両面から、システム化をすすめていくことが必要と考えられた。

そこで、今年度は、自治体が特定給食施設への支援・指導を計画・実施・評価するシステムを構築するための資料として、ガイドブックを作成した。作成にあたっては、自治体栄養士、施設の栄養士、研究者が検討会を5回開催して検討を重ねた。ガイドブックの内容は、①自治体としての計画、実施、評価の一連のシステムの考え方、②施設の栄養管理の考え方と手順、栄養管理水準の向上のためのツールとして、健康増進法の栄養管理の基準を達成するために最低必要な事項と、それに基づいた栄養管理報告書例（施設側の自己チェック票を兼ねる）、栄養管理の進め方ワークシートなどである。また、それぞれ6自治体の事例を整理した。

次年度は、ガイドブックを実際に自治体で活用し、支援方法の有効性について、施設の栄養管理水準向上への効果を検証する。



## A. 研究目的

給食施設を介した地域住民へのアプローチは、生活習慣病の予防、健康増進やQOL水準の向上に寄与するため、重要性を増している。この趣旨のもと、健康増進法では特定給食施設の栄養管理について言及されている。そこで、都道府県等の保健所をもつ自治体では、特定給食施設の支援・指導のあり方を見直すことが求められている。さらに、食事摂取基準 2005年版の考え方に基づいた、栄養管理が求められている。

本研究は、自治体が健康増進法のもとで特定給食施設への指導や支援をいかに進めるかについて検討することを目的としている。

昨年度の各自治体の特定給食施設に関連する法制度的整備状況の実態調査から、施設への栄養管理報告書の活用、法的基盤・書式・指導基準・指導・結果のフィードバックの連動によって、①個々の特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくための支援のしくみ、②地域全体の特定給食施設の栄養管理状況のマネジメントのしくみの両面から、システム化をすすめていくことが必要と考えられた。

そこで、今年度は、自治体が特定給食施設への支援・指導を計画・実施・評価するシステムを構築するための資料として、ガイドブックを作成することとした。

## B. 研究方法

平成 16 年 6 月、7 月、10 月、12 月、平成 17 年 2 月の 5 回検討会を実施した。自治体メンバーと研究者のワーキンググループで検討を重ね、同時に施設の栄養士とも意見交換をした。自治体メンバーは、6 自治体（宮城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、

新潟市、静岡市）の 11 名の栄養士である。

検討会第 1 回 6 月 12 日は、平成 15 年度研究報告による課題の整理、ワーキンググループの課題と進め方、総合討議をおこなった。第 2 回 7 月 18 日は、「特定給食施設を取り巻く栄養士の立場と役割について」と題して、栄養改善法と健康増進法の相違、今年度の課題について押野榮司氏に情報提供をいただいた。また、ガイドブックの目的と内容構成、進め方について検討した。第 3 回 10 月 10 日は、各自治体の事例をもとに作成した原稿を整理、修正した。第 4 回 12 月 11～12 日は、「食事摂取基準の給食への活用」と題して、佐々木敏氏に情報提供をいただいた。この回は栄養管理の基準について最終案を作成した。第 5 回 2 月 11 日は、栄養管理の基準について確認と、施設側への支援方法について中心に検討し、最終案をまとめた。

毎回最後に、施設側のワーキンググループとの意見交換をおこなった。

## C. 研究結果

昨年度の実態把握から得た課題を改善し、自治体が特定給食施設の栄養管理の水準向上を支援するために必要な項目として、次のものがあげられた。①自治体としての計画、実施、評価の一連のシステムの考え方、②施設の栄養管理の考え方と手順、栄養管理水準の向上のためのツールとして、健康増進法の栄養管理の基準を達成するために最低必要な事項と、それに基づいた栄養管理報告書例（施設側の自己チェック票を兼ねる）、栄養管理の進め方ワークシートなどである。これらについて、総論と 6 自治体の事例から構成することとなった。また、栄養管理の具体的な内容は、施設の種類別

に異なることから、今年度は事業所についてとりあげることにした。最初に事業所をとりあげた理由は、健康増進法の重点が生活習慣病の予防にあること、この点で最も重点をおくべき対象でありながら従来の保健対策では、直接アプローチが困難な成人男性に、集団で日常的にアプローチできることなどである。

主な項目と内容は、以下のとおりである。

#### 1) 総論編

##### ①はじめに

給食施設を介した地域住民へのアプローチは、生活習慣病の予防、健康増進や QOL 水準の向上に寄与するため、重要である。

自治体での計画・実施・評価の一連のシステムと、施設での計画・実施・評価の一連のシステムの両方が必要。

特に、栄養管理の基準は自治体と施設が共有でき、施設の自己改善と自治体の支援に活用できることが必要。

②これからの特定給食支援・指導がめざす方向性（栄養改善法と健康増進法の相違を含む）

給食施設指導から施設側の自己管理を支援する方向への転換が必要である。

③特定給食施設の栄養管理による自治体の食環境整備のシステム（図1）

地域の特設給食施設の栄養管理に関する実態把握—支援・指導計画—実施—評価のサイクルと個々の方法。

④特定給食施設における栄養管理のシステム

特定給食施設内でのアセスメント—計画—実施—評価のサイクルと個々の方法。健康増進法に示されている特定給食施設の栄養管理について、必須の栄養管理の基準案を検討した。それをもとに、栄養管理報告

書、栄養管理の進め方ワークシート例を作成。

⑤特定給食施設の自己管理へ向けての支援方法

施設側の栄養管理の責任者は、施設の設定者であることから、設置者への支援が重要である。また、施設の栄養士への支援方法について検討した。

#### 2) 事例編

総論編の内容について、6自治体の事例を掲載し、具体的な展開例とした。

#### D. 考察

検討会の検討の最初の段階で、以下のようなことが課題として捉えられた。

- 1) 自治体毎に、特定給食施設への支援・指導にかかる時間や人的資源の量が異なること
- 2) 自治体毎に、特定給食の捉え方、指導及び助言、勧告、命令の捉え方など、健康増進法の解釈が異なること
- 3) 自治体毎に、栄養管理の基準の解釈が異なること
- 4) 自治体として、計画をたて、評価をするしくみになっていないところが多いこと

このような様々な自治体の状況の中で、より有効に特定給食施設の栄養管理の水準が向上し、ひいては地域住民の健康状態の向上につながるように、どこにでも共通する基本的事項を総論編に、具体的な事例を事例編に構成したガイドブックを作成した。

しかし、この実行可能性や有効性については、検証できていない。次年度は、ガイドブックを実際に自治体で活用し、内容の実行可能性や有効性について、施設の栄養

管理水準向上への効果を検証する予定である。

また、他の種類の施設（病院、高齢者福祉施設、保育園）についても、栄養管理の基準と手順の資料を同様に作成する。

## E. 結論

自治体の特定給食施設支援・指導に必要なガイドブックについて、ワーキンググループで検討した。その結果、自治体での計画・実施・評価の一連のシステム、特定給食施設の栄養管理の計画・実施・評価の一連のシステムの考え方、施設側の自己管理と自治体による支援のために、両者が共有できる栄養管理の基準、栄養管理報告書、栄養管理の進め方ワークシート例を作成した。有効性の検証は今後の課題である。

## F. 研究発表

論文発表

なし

学会発表

(1) 健康増進法による特定給食施設の栄養管理の質的变化 第1報 栄養管理報告書にみる給食の栄養的な質の捉え方：石田裕美、岡崎ひとみ、村山伸子、小林奈穂、井上浩一、平田亜古、金田芙美、草間かおる、藤井紘子、中神聡子、由田克士. 第51回日本栄養改善学会学術総会:2004.10.21: 金沢市

(2) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第1報 自治体の法的整備状況：井上浩一、小林奈穂、村山伸子、由田克士、平田亜古、石田裕美. 第51回日本栄養改善学会学術総会:

2004.10.21: 金沢市

(3) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第2報 健康増進法下の自治体制度の変化：小林奈穂、村山伸子、井上浩一、由田克士、平田亜古、石田裕美. 第51回日本栄養改善学会学術総会: 2004.10.21: 金沢市

## 参考文献

(1) 健康増進法・健康日本21研究会：健康増進法実務者必携、社会保険研究所、2003

自治体側ワーキンググループメンバー（研究協力者）

菊地主子（宮城県保健福祉部健康対策課）

松本紀子（宮城県保健福祉部健康対策課）

斉藤朋子（群馬県保健・福祉・食品局保健予防課）

神保裕子（群馬県前橋保健事務所）

田中久子（埼玉県坂戸保健所）

関 智子（埼玉県春日部保健所）

迫 和子（神奈川県衛生部地域保健課）

赤枝いつみ（神奈川県大和保健福祉事務所）

入山八江（新潟市保健所健康増進課）

湯田幸重（新潟市保健所健康増進課）

小長谷菊枝（静岡市保健所食品衛生課）

（敬称略 順不同）

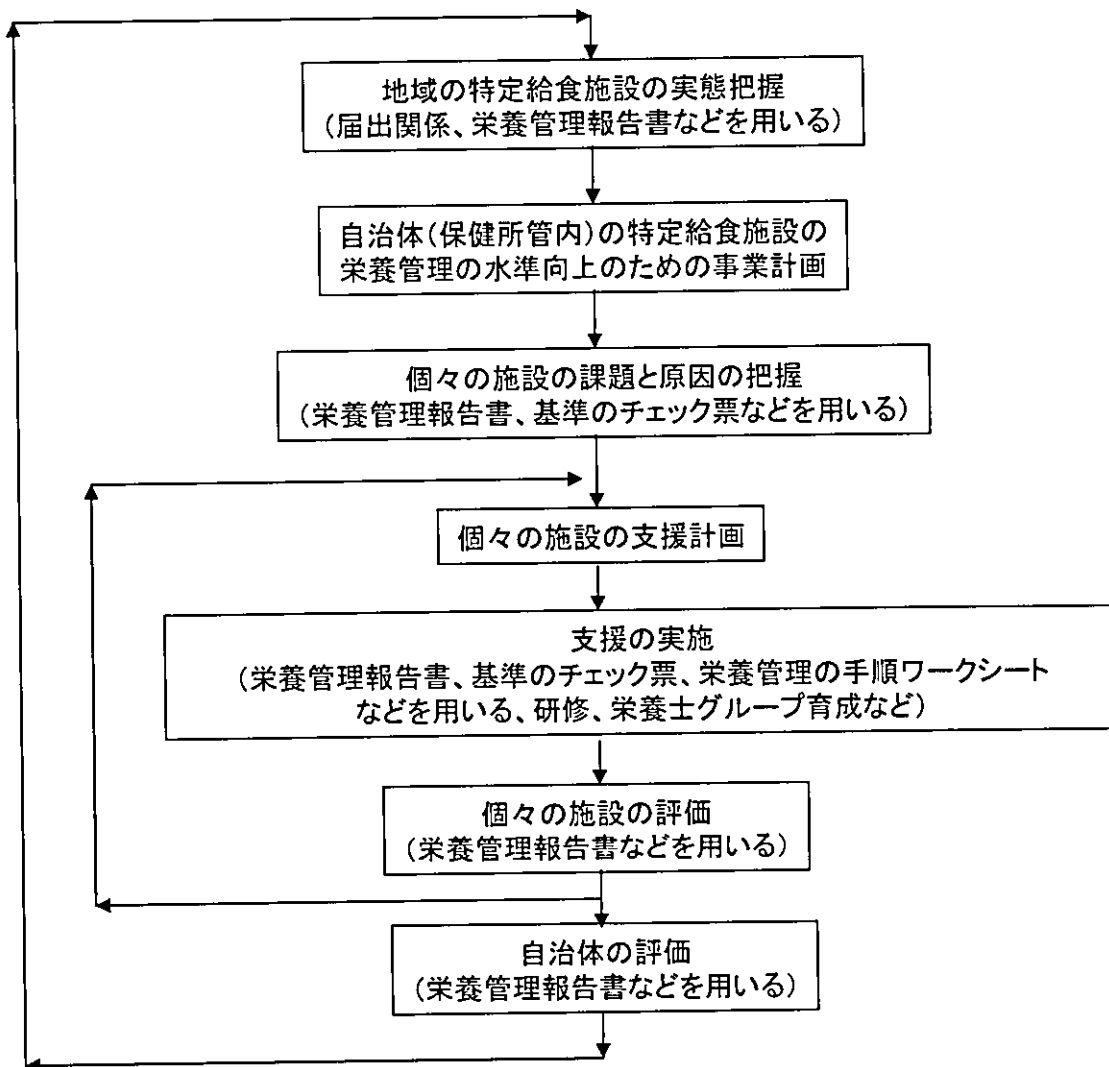


図1 自治体の特定給食施設の栄養管理のシステム

特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する検討会  
「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集」の作成

分担研究者 由田 克士 独立行政法人 国立健康・栄養研究所 室長  
平田 亜古 宮城学院女子大学 助教授  
研究協力者 金田 芙美 独立行政法人 国立健康・栄養研究所  
草間かおる 独立行政法人 国立健康・栄養研究所

研究要旨

健康増進法においては、国民の健康増進を図るための処置の一つとして特定給食施設において適切な栄養管理を行わなければならないことが規定されている。これを受けて厚生労働省は、特定給食施設における栄養管理基準を策定し、その普及を推進している。しかし、特定給食施設等への行政指導は地方自治体による取り扱いとなっていることや、特定給食施設等に勤務する栄養士の経験年数や業務環境等に大きな違いが認められるなどから、自治体と特定給食施設間には考え方の違いや混乱が認められ、必ずしも十分な連携が図られていない可能性がある。さらに健康増進法のうえでは同一の枠組みとして取り扱われる特定給食施設であっても、病院、福祉施設、事業所、学校、幼稚園・保育所など対象や給食の目的の違いによって、栄養管理の状況には大きな隔たりのあることが、昨年度の本研究で明らかになっている。

そこで、本年度は何れの場合であっても、より適切な栄養管理を推進することが出来るよう、栄養管理基準に沿うと考えられる具体的な事例を各地の特定給食施設等に勤務する管理栄養士等から収集して内容の整理を行い、特定給食施設等の現場や地方自治体の両者に役立つ「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集」の作成に取り組んだ。

本年度内に約40件の事例が取りまとめられたほか、関連資料が収集されている。次年度に複数の地域で活用した後、修正や追加を行い、最終的に完成させる予定である。

A. 研究目的

平成15年5月に施行された健康増進法においては、国民の健康増進を図るための処置の一つとして特定給食施設において適切な栄養管理を行わなければならないことが規定されている。厚生労働省ではこれを受け、特定給食施設における栄養管理の質を確保するために遵守すべき具体的な内容を規定した「栄養管理基準」を策定した。この中では利用者（対象者）に対する適切な栄養アセスメントやこれらに基づく食事計画の立案あるいは、継続的な情報提供（栄養教育）が示されている。

一方、昨年度本研究班が全国の特定給食施設等を対象に実施した調査結果によると、法律上は同じ特定給食施設であっても、施設の種類、施設の規模、運営形態、地域によって栄養管理の実態には相当の違いが認められた。また、特定給食施設等への行政指導は地方自治体による自治事務となっていることから、自治体によって栄養管理基準に対する捉え方が異なり、専門

的な用語の定義や解釈にも差が認められた。この問題は複数の行政区域に跨って、複数の特定給食施設等を運営している法人や団体あるいは委託会社等では相当の混乱を来している。さらに全国の管理栄養士等養成施設の教育にも悪影響を及ぼしている。

このような状況を踏まえ、本年度は全国どの地域であっても、より適切な栄養管理を推進することが出来るよう、栄養管理基準に沿うと考えられる具体的な事例を各地の特定給食施設等に勤務する管理栄養士等から収集し、内容の整理を行うとともに、特定給食施設の現場や地方自治体の両者に役立つ「事例集」の作成に取り組んだ。

本研究は、特定給食施設等に勤務する管理栄養士等と行政に勤務する管理栄養士間の理解を深め、相互の支援体制を確立すること、自治体ごとの栄養管理基準に対する考え方や、用語の解釈の違いを改善し、混乱を収束させること

などの小目標の達成を念頭に置き、最終的には特定給食施設における栄養管理の質的向上により、国民の健康増進に寄与することを目的とした。

## B. 研究方法

### (1) 研究組織

施設の種類・規模・運営形態・地域が異なる特定給食施設等および関連する行政機関に勤務する管理栄養士等11名を研究協力者として委嘱し、これに分担研究者2名が加わって「給食施設側ワーキンググループ」を組織した。このワーキンググループは年度内に5回延べ6日間の会議や共同作業を実施するとともに、電子メール等各種の通信手段を活用して、断続的に作業を実施した。

### (2) 一般的な事例の収集方法と内容

給食施設側ワーキンググループの各構成メンバーやその関係者が有していて、栄養管理基準に沿うと考えられる望ましい具体的な事例を収集した。主な内容としては、施設の種類ごとの給食利用者に対する栄養アセスメント、給食計画、情報提供、栄養教育の実施等、栄養管理基準および関連通知の内容に沿ったものを中心とした。

### (3) 緊急時の対応や枠組みに関する先進事例の収集

研究期間中に新潟県中越地震が発生したことや今後の発生が危惧されている巨大地震に備えるため、一般的な事例とは別に、未だ全国的に遅れている震災時における給食施設等における緊急対応と事前の体制整備に関する項目についても盛り込むことにした。

全国の自治体を対象とした情報収集の結果、東海地震への対策が進んでいる静岡県において先進的な取り組みや枠組みが整備されていることが判明したため、同県より関係の資料・情報等の提供を依頼した。

### (4) 事例集の編集方針

施設の種類・規模・栄養管理の状況（レベル）管理栄養士等の経験年数等の違いを考慮し、どのような場合であっても、事例集の何れかが業務の質的向上に結びつく情報やヒントが具体的な形で収集されている内容とすることにした。

原則として、1つの事例について見開きの2ページで完結するようにし、対象となる施設の種類、実行するための難易度、費用、実行に際して必要と考えられる人手を最初に示した後、

1. 概略（キーワード含む）、2. 目的、3.

方法、4. 必要な条件整備等、5. 取り組みを浸透させる工夫、6. 期待される成果・評価方法、7. 参考（図や写真など）、8. 参考文献の順に事例を整理した。（参照：例示1、例示2）

### (5) 執筆作業と取りまとめ

給食施設側ワーキンググループにおいては、原則として、各自が収集した事例については、その当人が執筆を担当することにした。執筆済みの事例は、一旦分担研究者に集められ、取りまとめをおこなった。

### (6) 給食施設側ワーキンググループによる内容の検討と調整

3回目の会議時より、給食施設側ワーキンググループの全メンバーによる、個別事例ごとの内容の検討と調整を実施した。指摘された内容については、各執筆者が追加・修正を行い、次の会議時まで完成させることを原則とした。

### (7) 給食施設側ワーキンググループと自治体側ワーキンググループ合同による内容の検討と調整

今回の「事例集」は、特定給食施設の現場だけではなく、地方自治体において行政指導を担当する管理栄養士の業務にも積極的に活用されることを念頭に置いているため、各事例については、自治体栄養士を中心として構成されている別のワーキンググループにも提示し、両者合同での内容の検討と調整も行った。

## C. 研究結果

### (1) 取りまとめが終了した事例・関連資料

本年度内に41事例が取りまとめられたほか、関連資料が収集された。

### (2) 取りまとめ済みの事例・関連資料の活用と改善

平成16年度までにまとめられた内容については、未定稿の事例集として整理し、加除式での取り扱いが可能なようにスタイルを整えた。

次年度（平成17年度）には、全国の5地区程度の保健所管内における特定給食施設等において積極的に活用し効果判定を行う。また、各事例の記載内容については意見を集約して、再度内容の修正を実施する。一方、新たに内容を加えることが望ましいと判断される事例が生じた場合には分担研究者もしくは、研究協力者が執筆を行う。

### (3) 「事例集」の完成と活用

最終的な「事例集」の完成は平成17年度末とし、何らかの方法により、全国の特定給食施設や自治体において活用されるようにする。また、管理栄養士等の養成施設に対しても情報提供を行い、関連教科としての利用を働きかける。

### D. 考察

今回取りまとめられた事例集は、従来からの教科書的な記載は殆どなく、より具体的で実践的な内容を盛り込むことによって、現状の問題点を明確化した。その一方で健康増進法の趣旨に添い「常に食事を食べて下さっている利用者の立場に立った栄養管理」がいずれの施設でも行われるためには、媒体だけではなく、国、自治体主幹部、保健所等と給食施設間の望ましい役割分担やそれらのあり方についての整理も行われなければならないであろう。

### E. 結論

法律上同じ枠組みとして取り扱われる特定給食施設であっても、栄養管理の状況に相当の違いが認められることが客観的に明らかとなっている。今回作成した事例集によって、特定給食施設と自治体との共通理解が少しでも進展し、何れの施設であっても栄養管理の水準が向上することを期待したい。

### F. 研究発表

論文発表  
なし

#### 学会発表

(1) 健康増進法による特定給食施設の栄養管理の質的变化 第2報 施設側における給食の質的確認の現状と課題：由田克士、石田裕美、中神聡子、藤井紘子、草間かおる、金田美美、岡崎ひとみ、村山伸子、小林奈穂、井上浩一、平田亜古。第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

(2) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第3報 栄養管理報告書の現状と課題：岡崎ひとみ、石田裕美、村山伸子、小林奈穂、井上浩一、平田亜古、金田美美、草間かおる、藤井紘子、中神聡子、由田克士。第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

(3) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第4報 一給食施設

の実態調査結果1-：中神聡子、由田克士、藤井紘子、草間かおる、金田美美、小林奈穂、村山伸子、平田亜古、井上浩一、岡崎ひとみ、石田裕美。第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

(4) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第5報 一給食施設の実態調査結果2-：藤井紘子、由田克士、中神聡子、草間かおる、金田美美、小林奈穂、村山伸子、平田亜古、井上浩一、岡崎ひとみ、石田裕美。第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

(5) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第6報 給食の品質評価に関する実態調査：平田亜古、金田美美、草間かおる、藤井紘子、中神聡子、由田克士、小林奈穂、村山伸子、井上浩一、岡崎ひとみ、石田裕美。第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

### G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

給食施設側ワーキンググループメンバー（研究協力者）

- 林 静子（湘南ホスピタル 栄養科）  
弘津公子（特別養護老人ホーム かなえ）  
熊本貴代（老人保健施設 すずかけの里）  
今枝奈保美（名古屋女子大学 助教授）  
鳥越純子（東京医科歯科大学医学部医事課栄養管理室）  
高松まり子（東京都板橋区教育委員会学務課）  
駒橋玲子（茨城県保健福祉部子ども家庭課）  
伊藤友子（身体障害者療護施設ユーカリの里）  
花田明子（株式会社エームサービス）  
村松秀子（シダックス株式会社）  
富松理恵子（シダックス株式会社）  
（敬称略 順不同）

## 例示 1

### カフェテリア方式の給食施設における適切な食事選択のための献立表示

対象施設：事業所

難易度：☆

費用：☆

人手：☆

#### 1. 概略

喫食者が複数の献立から、主食、主菜、副菜をバランスよく簡単に選択できるよう、出食窓口に設置されている献立表示の用紙を3色に色分けする。

キーワード：食事バランス、カフェテリア方式、食事選択

#### 2. 目的

カフェテリア方式の給食施設では、喫食者の意志によって様々な献立の選択が可能である。このため、個々の献立内容を改善するだけではなく、喫食者に対して望ましい献立の選択方法についての働きかけを実施しなければならない。特に何の躊躇もなく米飯とめん類を組み合わせるような、選択を行う喫食者には留意しなければならない。しかし、栄養素の名称や栄養素等の含有量をただ詳細に示すことは、かえって混乱を招くこともある。そこで、実効性が高く出来るだけ簡単に献立が選択できるよう献立表示を改善する。

#### 3. 方法

- 1) 各々の献立に含まれている栄養素等量により、すべての献立を主食（主として炭水化物の給源）主菜（主としてたんぱく質の給源）、副菜（主としてビタミン・ミネラルの給源）の何れかに分類する。ただし、カツ丼や握り寿司のように1つの献立で2つの要素を含むものは、主となる分類に別の要素が加わっていると判断する。
- 2) 出食窓口（提供カウンター）等に設置されている献立表示の基調色（表示用紙色）を主食は黄色、主菜は赤色、副菜は緑色として、一目で区別出来るようにする。
- 3) 献立表示には必要に応じて関連する情報を付け加えても良い。
- 4) 喫食者に対しては、バランスの整った食事を実践するため、黄色（1品）、赤色（1品）、緑色（1～2品）の選択が望ましいことを継続的に情報提供する。
- 5) 1つの献立で2つの要素を含むものは主となる分類の用紙に他方の要素のシールを貼付するなどに対応する。

#### 4. 必要な条件整備等

- 準備する物品



黄色、赤色、緑色の用紙およびシール  
カード立てもしくはカードケースなど

## 5. 取り組みを浸透させるための工夫

- 1) 望ましい選択方法を示したポスターの作成と掲示
- 2) 出食窓口（提供カウンター）のレイアウトや表示の改善
- 3) 継続的な情報提供（→参照 POPメニュー）

## 6. 期待される成果・評価方法等

### ○期待される成果

めん類や丼物のみの摂取者ならびに、めん類と米飯を組み合わせる者の減少と主食・主菜・副菜を揃えて摂取する者の増加

### ○評価方法

食堂利用者1人当たりの主食、主菜、副菜の出食数を検討する。

個々の喫食者ことで、食事の選択状況を評価する。（→参照 食事選択状況の客観的な評価とアドバイス）

## 7. 参考

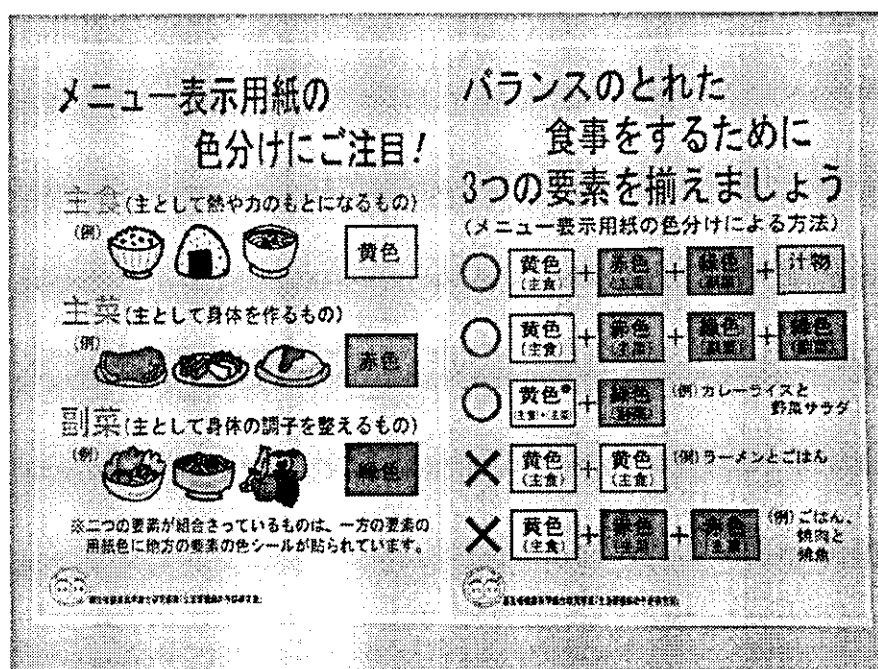


図1 望ましい選択方法を示したポスター

### 参考文献

由田克士 他：青・壮年者に対する生活習慣病予防のための長期介入研究（第8報）—食事バランスの改善と維持—，栄養学雑誌，61(5)Supplement 288（2003）

## 例示 2

### 給食施設における災害時援助のための準備・対応

対象施設：すべての施設

難易度：☆☆

費用：☆☆☆

人手：☆☆

#### 1. 概略

災害時における適切な食事提供のために必要な食品や飲料水の備蓄、調理器具や食器等の準備については、日常より予め対応を取り決める必要である。

キーワード：自然災害、地震、台風、孤立、ライフラインの被害、備蓄食料、飲料水

#### 2. 目的

わが国では毎年のように台風や地震などによる自然災害が発生している。このような際には特定地域の交通が遮断されて孤立したり、水道、電気、ガスといったライフラインに被害が及び、通常のような調理作業や生鮮食品の保存が出来なくなるともある。しかし、このような場合においても、ヒトは最低限の栄養を確保しなければならないため、食事の提供は継続しなければならない。また、これらの対象となる者は通常の給食利用者に加え、施設の職員や近隣の住民も視野に入れておく必要がある。このため、日常から災害時援助を想定した食品や飲料水の備蓄、調理器具や食器等の準備、対応を示したマニュアル等の整備が必要である。

#### 3. 方法

- 1) 災害時を想定した食事提供計画を策定する。
- 2) 施設長等に了解を得て、必要な食品や飲料水の備蓄、調理器具や食器等を購入し保管する。
- 3) 自治体や関連機関を仲立ちとして、近隣の給食施設との情報交換や役割分担等を行う。
- 4) 定期的な食品や飲料水の更新が必要であるため、毎年の購入予算化を確保する。

#### 4. 必要な条件整備等

行政（自治体、保健所）を中心とした連絡体制の確立

近隣の給食施設との役割分担

災害時における関係スタッフの確保と作業分担等に関するマニュアル整備と見直し

定期的な食品、飲料水、調理器具等の購入、保管、利用、廃棄  
食品、飲料水、調理器具等の保管場所を設置

### 5. 取り組みを浸透させるための工夫

- 1) 事柄の重要性をアピールし、関連予算の確保に努める。
- 2) 防災週間等を活用して、給食利用者や近隣住民に情報提供を行う。
- 3) 給食施設の年次計画に組み入れ、継続的な取り組みとして位置づける。

### 6. 期待される成果・評価方法等

○期待される成果

災害時における被災者への円滑な食事提供

緊急時支援スタッフや医療スタッフへの食事提供を介した、被災者・傷病者等への支援充実

### 7. 参考

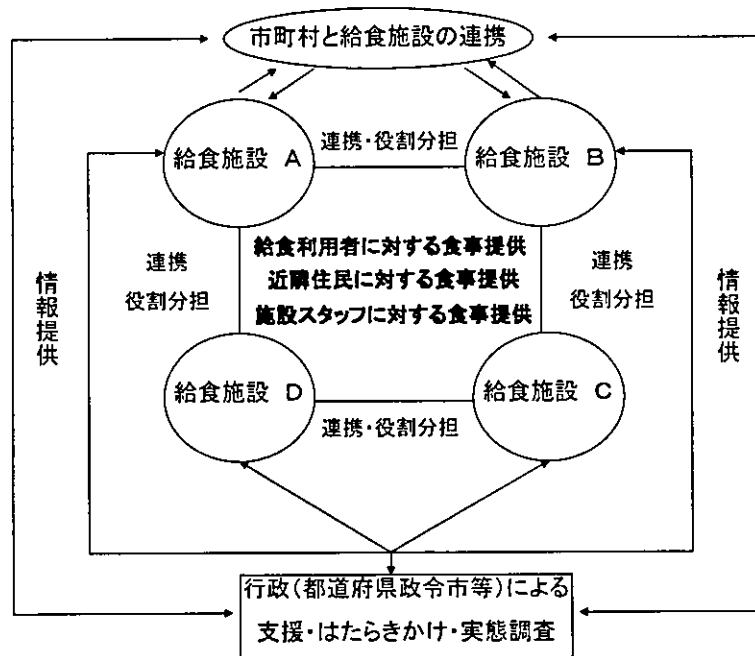


図1 災害時援助のための準備・対応（考え方の整理）

#### 参考資料

静岡県健康福祉部提供資料

平成14年度給食施設実態調査要領（「給食施設栄養管理報告書」様式を含む）（長健第150号）

平成15年災害時に対応可能な給食施設の名簿作成について（長健第107号）

※ 参考資料等を巻末に示す。

## 分担研究報告書

### 特定給食施設における自然災害時を想定した危機管理対策に関する検討

分担研究者 村山伸子 新潟医療福祉大学助教授  
分担研究者 由田克士 独立行政法人  
国立健康・栄養研究所 室長  
主任研究者 石田裕美 女子栄養大学助教授  
研究協力者 磯部澄枝 新潟県福祉保健部健康対策課

#### 研究要旨

平成 16 年 10 月におきた新潟県中越大震災において被害にあった中越地域の給食施設および新潟県内の特定給食施設を対象として、災害時に対する備えの状況、新潟県中越大震災における被害状況および給食提供状況を把握することを目的として調査を実施するための調査内容の検討を目的とした。調査票は被災地域を対象としたものと非被災地域を対象としたもの 2 種類を作成した。特に被災地においては、災害後の時間的な経過で給食の資源（設備、エネルギー源、食材、人）がどのような状況であったかを調べ、災害時に対応できるマニュアルや非常時備蓄などを再検討することが可能となるように質問項目を設定した。平成 17 年度に調査を実施し、災害時における行政の栄養・食生活支援活動のガイドライン作成の基礎資料とすると同時に、給食施設および、給食施設に指導・助言する立場の行政においても危機管理対策の基礎資料となることが期待される。

#### A. 研究目的

行政が大地震や停電、テロなどの危機など、天災、人災を問わず、不足の事態に対して的確に対処し、被害を最小限に食い止めるため、あらかじめ対策を立てておく危機管理、なかでもクライシスマネジメント（crisis management）は重要課題の一つである。一方、給食施設にあっては、食中毒、調理作業における事故など給食経営や運営活動に伴って生じる可能性のある各

種リスクを最小限におさえるため、あらかじめ方策をたてる危機管理であるリスクマネジメント（risk management）が重要課題の一つとなっている。

自然災害に遭った場合、給食施設にあっては、施設入所者の食事の継続的な提供と併せて地域住民の食料供給や炊き出しの場として防災計画等に位置づけられている。それゆえ、行政および施設が連携し危機管理対策を行っていくことは非常に重要なこ